



# 金 沢 市 公 報

号外第9号の2

平成28年(2016年)3月24日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢くらしの博物館条例の一部を改正する条 例 (文化政策課) 26
●条 例		○金沢市地方競馬実施条例の一部を改正する条 例 (農業振興課) 28
○金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例 (財 政 課)	1	○金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律に基づく指定障害福 祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例及び金沢市児童福 祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例の 一部を改正する条例 (障害福祉課) 28
○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	1	
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	2	
○金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条 例の一部を改正する条例 (教育総務課)	26	

## 条 例

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第21号

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の表金沢市の技と芸の人づくり基金の項を次のように改める。

金沢市文化の人づくり基金	伝統文化の継承発展及び新たな文化の創造を担う人材の育成に資するため。
--------------	------------------------------------

#### 附 則

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に金沢市の技と芸の人づくり基金に属している預金は、金沢市文化の人づくり基金に属するものとする。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第22号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第116条の2の2第2項第1号及び第117条の21第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第23号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第77号の項から第79号の項までの規定中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表第79号の2の項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表第116号の3の項中「の認定」の次に「（住宅を新築しようとする場合の認定に限る。）」を加え、「（第116号の5において）」を「（以下）」に改め、「この号及び第116号の5において」を削り、「適合証又は」を「適合証及び」に改め、同項の次に次のように加える。

(116)の3の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（住宅を増築し、又は改築しようとする場合の認定に限る。）の申請	認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（登録住宅性能評価機関が証するものに限る。以下この号において「適合証」という。）の添付がある場合	認定申請に係る建築物（以下この号において「認定申請建築物」という。）の住戸の総数が1である場合	1住戸につき9,000円
		認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1住戸につき18,000円を認定申請建築物について同時に認定申請をする住戸の数の合計数（以下この号において「同時申請住戸数」という。）で除して得

<p>(以下この号において「認定申請」という。)に対する審査(同法第6条第2項の規定による申出がない場合に限る。)</p>		た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1住戸につき32,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1住戸につき46,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1住戸につき86,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1住戸につき150,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1住戸につき240,000円を同時申請住戸数で除し

			て得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
		認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1住戸につき300,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
		認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1住戸につき320,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
設計住宅性能評価書の添付がある場合		認定申請建築物の住戸の総数が1である場合	1住戸につき15,000円
		認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1住戸につき57,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
		認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1住戸につき90,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）



		認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1住戸につき170,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
		認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1住戸につき290,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
		認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1住戸につき450,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
		認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1住戸につき820,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
		認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1住戸につき1,100,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)

	認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1住戸につき 1,400,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
適合証及び設計住宅性能評価書の添付がない場合	認定申請建築物の住戸の総数が1である場合	1住戸につき 68,000円
	認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1住戸につき 160,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1住戸につき 250,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1住戸につき 500,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1住戸につき 900,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の

			端数があるときは、これを切り捨てた金額)
		認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1住戸につき1,500,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
		認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1住戸につき2,900,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
		認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1住戸につき4,100,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
		認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1住戸につき5,000,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)

別表第116号の4の項中「前号」を「前2号」に、「同号」を「当該各号」に改め、同表第116号の5の項中「変更の認定」の次に「(住宅を新築しようとする場合の認定に限る。)」を加え、「適合証又は」を「適合証及び」に改め、同項の次に次のように加える。

(116)の5の2 長期優良住宅	変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画	変更認定申請に係る建築物(以下この号	1住戸につき9,000円
---------------------	----------------------	--------------------	--------------

<p>の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定（住宅を増築し、又は改築しようとする場合の認定に限る。）の申請（以下この号において「変更認定申請」という。）に対する審査（同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がない場合に限る。）</p>	<p>が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（登録住宅性能評価機関が証するものに限る。以下この号において「適合証」という。）の添付がある場合</p>	<p>において「変更認定申請建築物」という。）の住戸の総数が1である場合</p>	
		<p>変更認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合</p>	<p>1住戸につき18,000円を変更認定申請建築物について現に長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けている住戸の数の合計数（以下この号において「既認定住戸数」という。）で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p>
		<p>変更認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合</p>	<p>1住戸につき32,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p>
		<p>変更認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合</p>	<p>1住戸につき46,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p>
		<p>変更認定申請建築物</p>	<p>1住戸につき</p>

	の住戸の総数が31以上50以下である場合	86,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1住戸につき150,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1住戸につき240,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1住戸につき300,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1住戸につき320,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
設計住宅性能評価書の	変更認定申請建築物	1住戸につき

添付がある場合	の住戸の総数が1である場合	11,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1住戸につき34,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1住戸につき55,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1住戸につき100,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1住戸につき170,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1住戸につき280,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、

			これを切り捨てた金額)
		変更認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1住戸につき490,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
		変更認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1住戸につき660,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
		変更認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1住戸につき790,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
適合証及び設計住宅性能評価書の添付がない場合		変更認定申請建築物の住戸の総数が1である場合	1住戸につき38,000円
		変更認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1住戸につき89,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
		変更認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1住戸につき140,000円を既認定住戸数で除して

		得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1 住戸につき 270,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1 住戸につき 490,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1 住戸につき 850,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1 住戸につき 1,600,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である	1 住戸につき 2,200,000円を既認定住戸数で除し



		場合	て得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
		変更認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1 住戸につき 2,700,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

別表第116号の6の項中「前号」を「前2号」に、「同号」を「当該各号」に改め、同表第116号の9の項中「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する」を削り、同表第116号の20の項の次に次のように加える。

(116)の21 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（住宅の認定に限る。）の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査（同法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準（以下「建築物エネルギー消費性能誘導基準等」という。）に適合することを証する書類（登録住宅性能評価機関が証するものに限る。）又は設計住宅性能評価書（以下この号において「住宅誘導基準適合証等」という。）の添付がある場合	一戸建ての住宅	1 件につき 4,700円
		一戸建ての住宅以外の住宅の認定申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件につき 9,300円
		一戸建ての住宅以外の住宅の認定申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件につき 20,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の認定申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件につき 45,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の認定申請に係る部分の床面積の	1 件につき 80,000円

		合計が5,000平方メートル以上のもの	
	住宅誘導基準適合証等の添付がない場合	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 34,000円
		一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 38,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の認定申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 69,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の認定申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 110,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の認定申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 200,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の認定申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 280,000円
(116)の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第15条		認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能誘導基準等に適合することを証する書類(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		1件につき 27,000円
	床面積の合計が		1件につき

費性能向上計画の認定（非住宅建築物の認定に限る。）の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査（同法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が証するものに限る。以下この号において「非住宅建築物誘導基準適合証」という。）の添付がある場合		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 130,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 160,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 200,000円
	非住宅建築物誘導基準適合証の添付がない場合	評価方法の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）に規定するモデル建築物を用いる方法（以下この号、第116号の26及び第116号の30において「モデル建物法」とい	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 87,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 150,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 240,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 310,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 370,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 430,000円

	う。)によるもの		
	評価方法の全部又は一部がモデル建物法以外の方法(第116号の26及び第116号の30において「標準入力法又は主要室入力法」という。)によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 230,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 370,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 520,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 640,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 760,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 870,000円
(116)の23 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(複合建築物の認定に限る。)の申請(以下この号において「認定申請」とい	認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能誘導基準等に適合することを証する書類(登録住宅性能評価機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが証するものに限る。以下この号において「複合建築物誘導基準適合証」という。)の添付がある場合		1件につき 前2号の区分に応じ、当該各号に定める手数料の金額を合算した金額
	複合建築物誘導基準適合証の添付がない場合		1件につき 前2号の区分に応じ、当該各号に定める手数料の金額を合算した金額

<p>う。) に対する審査（同法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）</p>			
<p>(116)の24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）</p>		<p>1件につき 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>ア 前3号の区分に応じ、当該各号に定める手数料の金額</p> <p>イ 当該認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額</p>	
<p>(116)の25 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（住宅の認定に限る。）の申請（以下この号において「変更認定申請」という。）に対する審査（同条第2項におい</p>	<p>変更認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能誘導基準等に適合することを証する書類（登録住宅性能評価機関が証するものに限る。）又は設計住宅性能評価書（以下この号において「住宅誘導基準適合証等」という。）の添付がある場合</p>	<p>一戸建ての住宅</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の変更認定申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の変更認定申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の変更認定申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上</p>	<p>1件につき 4,700円</p> <p>1件につき 9,300円</p> <p>1件につき 20,000円</p> <p>1件につき 45,000円</p>

て準用する同法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。)		5,000平方メートル未満のもの	
		一戸建ての住宅以外の住宅の変更認定申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 80,000円
	住宅誘導基準適合証等の添付がない場合	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 19,000円
		一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 21,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の変更認定申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 39,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の変更認定申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 67,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の変更認定申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 120,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の変更認定申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 180,000円

(116)の26 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（非住宅建築物の認定に限る。）の申請（以下この号において「変更認定申請」という。）に対する審査（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	変更認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能誘導基準等に適合することを証する書類（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証するものに限る。以下この号において「非住宅建築物誘導基準適合証」という。）の添付がある場合		の		
			床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 9,300円	
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 27,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 80,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 130,000円	
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 160,000円	
	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 200,000円			
	非住宅建築物誘導基準適合証の添付がない場合	評価方法の全部がモデル建物法によるもの		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 48,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 86,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 160,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 220,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル	1件につき 260,000円

			以上25,000平方メートル未満のもの		
			床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 320,000円	
	評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 120,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 200,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 300,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 390,000円	
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 460,000円	
			床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 530,000円	
(116)の27 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定(複合建築物の認定に限る。)の申請		変更認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能誘導基準等に適合することを証する書類(登録住宅性能評価機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが証するものに限る。以下この号において「複合建築物誘導基準適合証」という。)の添付がある場合			1件につき 前2号の区分に応じ、当該各号に定める手数料の金額を合算した金額
		複合建築物誘導基準適合証の添付がない場合			1件につき 前2号の区分に応じ、当該各号に定める手数料の金額を合算した金額



<p>(以下この号において「変更認定申請」という。)に対する審査(同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。)</p>			
<p>(116)の28 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。)</p>		<p>1件につき 次に掲げる金額を合算した金額                  ア 前3号の区分に応じ、当該各号に定める手数料の金額                  イ 当該認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額</p>	
<p>(116)の29 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(住宅の認定に限る。)の申請</p>	<p>認定申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類(登録住宅性能評価機関が証するものに限る。)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の建築物エネルギー性能向上計画の認定の通知書(次号及び第116号の31において</p>	<p>一戸建ての住宅                  一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のもの                  一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの                  一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合</p>	<p>1件につき                  4,700円                  1件につき                  9,300円                  1件につき                  20,000円                  1件につき                  45,000円</p>

(以下この号において「認定申請」という。)に対する審査	「性能向上計画認定通知書」という。)及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証(以下この号、次号及び第116号の31において「検査済証」という。)、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の低炭素建築物新築等計画の認定の通知書(次号及び第116号の31において「低炭素認定通知書」という。)及び検査済証又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(以下この号において「住宅基準適合証等」という。)の添付がある場合		計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
			一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 80,000円
	住宅基準適合証等の添付がない場合	評価方法の全部又は一部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に規定する建築物の性能による方法によるもの	1戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 34,000円
			1戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 38,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 69,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メー			1件につき 110,000円	

			ル以上2,000平方メートル未満のもの		
			一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 200,000円	
			一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 280,000円	
	評価方法の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に規定する建築物の仕様による方法によるもの		1戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 17,000円	
			1戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 19,000円	
			一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 33,000円	
			一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 57,000円	
			一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 100,000円	
			一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 160,000円	
(116)の30 建築物のエネルギー消費性能		認定申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合して		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 9,300円

の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定（非住宅建築物の認定に限る。）の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査	いることを証する書類（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証するものに限る。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書及び検査済証、性能向上計画認定通知書及び検査済証又は低炭素認定通知書及び検査済証（以下この号において「非住宅建築物基準適合証等」という。）の添付がある場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 27,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 80,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 130,000円	
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 160,000円	
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 200,000円	
	非住宅建築物基準適合証等の添付がない場合	評価方法がモデル建物法によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 87,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 150,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 240,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 310,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 370,000円
床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの			1件につき 430,000円	

		以上のもの	
	評価方法が標準入力法又は主要室入力法によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 230,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 370,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 520,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 640,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 760,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 870,000円
(116)の31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(複合建築物の認定に限る。)の申請(以下この号において「認定申請」とい		認定申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類(登録住宅性能評価機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが証するものに限る。)、性能向上計画認定通知書及び検査済証又は低炭素認定通知書及び検査済証(以下この号において「複合建築物基準適合証等」という。)の添付がある場合	
	複合建築物適合証等の添付がない場合		1件につき 前2号の区分に応じ、当該各号に定める手数料の金額を合算した金額

う。) に対する審査		
------------	--	--

## 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における改正後の別表の規定の適用については、同表第116号の21の項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは「登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。））」と、同表第116号の22の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。））」とあるのは「登録建築物調査機関」と、同表第116号の23の項中「登録住宅性能評価機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの」とあるのは「登録建築物調査機関」と、同表第116号の25の項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは「登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関」と、同表第116号の26の項中「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とあるのは「登録建築物調査機関」と、同表第116号の27の項中「登録住宅性能評価機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの」とあるのは「登録建築物調査機関」と、同表第116号の29の項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは「登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関」と、同表第116号の30の項中「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とあるのは「登録建築物調査機関」と、「限る。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書及び検査済証」とあるのは「限る。）」と、同表第116号の31の項中「登録住宅性能評価機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの」とあるのは「登録建築物調査機関」とする。

金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第24号

金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「722,900円」を「742,000円」に改める。

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

金沢くらしの博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第25号

## 金沢くらしの博物館条例の一部を改正する条例

金沢くらしの博物館条例（昭和53年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の前の見出しを「（観覧料）」に改め、同条を次のように改める。

第5条 博物館の展示資料を観覧しようとする者は、観覧料を納入しなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

第5条の2中「入館料」を「観覧料」に、「入館の」を「観覧の」に改め、同条を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 観覧料の額は、別表に定めるところによる。

2 特別展示をする場合で、前項の観覧料の額により難しいときは、500円を超えない範囲内で市長がその都度観覧料の額を定める。

第6条（見出しを含む。）中「入館料」を「観覧料」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（観覧料の還付）

第6条の2 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の観覧料の全部又は一部を還付することができる。

第7条中「施設」を「建物」に、「及び展示資料」を「、展示資料等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条の2関係）

区 分		金 額	備 考	
観覧料	団 体	1人につき 250円 （高齢者にあつては、200円）	団体とは代表者又は責任者を有する20人以上の集まりを、高齢者とは65歳以上の者をいう。	
	個人	高 齢 者		200円
		高齢者以外の者		300円
摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。				

## 附 則

- この条例は、規則で定める日から施行する。
- 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第14号を第15号とし、第2号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 金沢くらしの博物館

第4条中「昭和50年条例第1号）第5条」の次に「、金沢くらしの博物館条例（昭和

53年条例2号)第5条」を加える。

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例第3条又は第7条の規定に基づき発行された共通観覧券は、当該共通観覧券の利用に係る有効期間内に限り、同項の規定による改正後の金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例第3条又は第7条の規定に基づき発行された共通観覧券とみなす。

金沢市地方競馬実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第26号

金沢市地方競馬実施条例の一部を改正する条例

金沢市地方競馬実施条例(昭和52年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条の6第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第5条中「第17条の7」を「第17条の4」に、「第14条第1項」を「第10条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第27号

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第56号)の一部を次のように改正する。

目次中「・152条」を「—152条」に、「・162条」を「—162条」に改める。

第98条中「第112条第1号において」を「以下」に改め、同条第1号中「登録者をいう」の次に「。以下同じ」を、「通いサービス、」の次に「第151条の2の規定により



基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービス、」の次に「第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第3号中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、「発揮しうる」を「発揮し得る」に改め、同条第4号中「及びこの条」を「並びにこの条」に改め、「通いサービス、」の次に「第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第112条第1号中「通いサービス、」の次に「第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービスの利用定員」の次に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）」を加える。  
第151条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第151条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）

とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第84条又は第193条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第161条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第161条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(生活訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(生活訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第84条又は第193条に規定する基準を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第62条の2第1号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準条例第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準条例第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第3号中「発揮しうる」を「発揮し得る」に改め、同条第4号中「及び指定障害福祉サービス等基準条例」を「並びに指定障害福祉サービス等基準条例」に改め、「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準条例第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年(2016年)3月24日 印刷	発行人	金 沢 市
平成28年(2016年)3月24日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	